

【経営】 コンピュータ・ウィルスに関する罪とは？

近年、私たちの生活や企業活動は、コンピュータ・システムやネットワークなしでは成り立たなくなっており、それに比例して、コンピュータ・ウィルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪等サイバー犯罪が増加を続けています。このことから、法務省は、これらの犯罪に適切に対処するため、刑法等の一部を改正しました。

■ 刑法等改正の概要

◎ 改正の背景

○ 社会的基盤としてのコンピュータ

- ・コンピュータの普及と世界的ネットワークの形成
- ・社会生活上の活動の大部分は、コンピュータによる情報処理に依存

○ サイバー犯罪の増加

- ・平成 12 年→平成 21 年で約 7 倍



- ◆ 新成長戦略実現 2011 (1 月 25 日閣議決定)
- ・ 大規模サイバー攻撃への対応など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備
「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部改正法案を国会に提出。」

○ 国際協調の必要性

- ・サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得る



- ◆ 欧州評議会サイバー犯罪に関する条約
- ・平成 16 年 7 月発効
- ・G7・欧州の多数の国が署名
(平成 23 年 3 月現在、署名 47 か国、締結 30 か国)
→米・仏・独・伊は締結済。日本は、平成 16 年 4 月に国会承認済

◎ サイバー関係の法整備

【実体法の整備】

○ コンピュータ・ウィルスの作成・供用等の罪の新設

- ・作成・提供・供用：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・取得・保管：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

○ わいせつ物頒布等の罪（刑法 175 条）の構成要件の拡充

- ・不特定・多数の者にわいせつ画像をメールで送信する行為を処罰対象に含める。

○ 電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法 234 条の 2）の未遂の処罰

【手続法の整備】

○ 差押えの執行方法の整備

差押
許可状

コンピュータの差押えに代えて、データを CD-R 等に複写・移転・印刷し、CD-R 等を差し押さえることを可能とする



捜査機関による CD-R 等の差押え

○ 記録命令付差押えの新設

記録命令
付差押
許可状



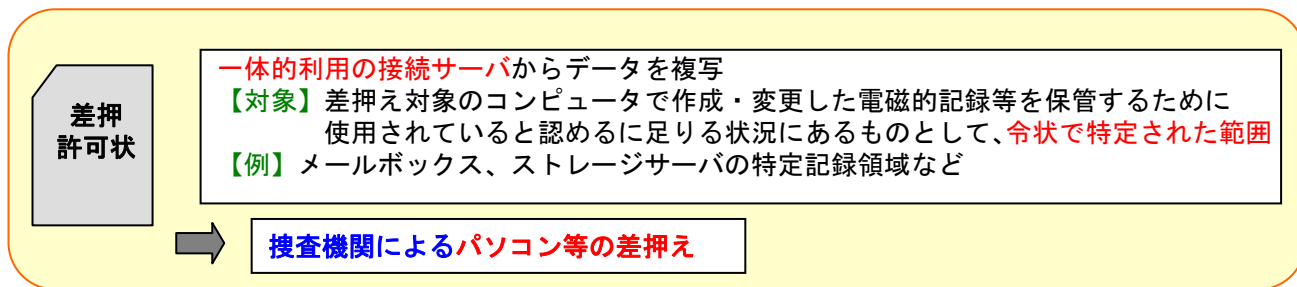
CD-R 等への記録を命令
⇒ 必要なデータを記録



プロバイダ等の協力者を想定

捜査機関による CD-R 等の差押え

○接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入



○保全要請の規定の整備

差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録（通信ログ）を、30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間）消さないよう、書面で要請できるものとする。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[法務省]
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00025.html